

Daiwa Institute of Research



~制度調査部情報~

# 2004年12月16日 全11頁

# 2005 年度税制改正大綱 [法人関連]

制度調査部 吉井 一洋・齋藤 純

人材投資促進税制を創設、国際課税を整備

# 【要約】

2004 年 12 月 15 日、与党税制協議会が「平成 17 年度税制改正大綱」を発表、2005 年度税制改正の概要が固まった。今後は、大綱の内容をもとに、年明けの通常国会に向け、税制改正法案の作成作業が進められる。

大綱の最大の焦点は定率減税の縮減。2005 年度税制改正で減税率を半減し、残りは 2006 年度税制改正で、景気の動向を見極めた上で検討することとされた。金融証券税制では、最大の課題であった金融所得課税の一体化が 2006 年度改正に見送られ、タンス株の特定口座への預入れは 2005 年 4 月から新制度に衣替えされる。

法人関連の改正としては、企業が従業員の研修等に支出した費用に基づく「人材投資促進税制」が創設された。国際課税に関しても、非居住者・外国法人による投資等について整備が行われている。

## [目次]

 10()	
法人税 1 . 人材投資(教育訓練)促進税制の創設 2 . 債務免除益に係る課税の特例 3 . 民法組合、匿名組合等から分配される損失の取扱い 4 . 非居住者及び外国法人の国債取引に関する特例	P.3 P.4 P.4 P.5
法人事業税	P.5
国際課税関連 1 . 非居住者・外国法人に係る事業譲渡類似株式の譲渡益課税 2 . 非居住者・外国法人に係る不動産会社株式等の譲渡益課税 3 . 投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化 4 . タックス・ヘイプン対策税制 5 . 移転価格税制	P.6 P.6 P.7 P.7
NPO 税制	P.9
その他 1.退職年金等積立金に係る特別法人税 2.公開買付による自己株式取得に係るみなし配当課税の特例 3.エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例の廃止 4.CPの印紙税に係る軽減措置の廃止 5.大幅な株式分割又は単元のくくり直しに伴う新株券に係る印紙税の特例	P.10 P.10 P.10 P.11 P.11
検討項目	P.11
快刮填白	۲.

# 税制改正大綱のポイント

2004年12月15日、与党税制協議会が「平成17年度税制改正大綱」を発表した。定率減税の段階的廃止を打ち出すなど基本的に増税方針を打ち出しているが、意見集約に至らなかったことから2006年度税制改正で継続的に検討することとされた項目も目立つ。

「平成17年度税制改正大綱」(以下、大綱)のポイントをまとめると、以下のようになる。

## 《2005 年度与党税制改正大綱のポイント》

#### 定率減税の半減

タンス株の特定口座への預入れに関する新制度の創設

特定口座内の倒産企業株式に係る滅失損のみなし譲渡損化

金融先物取引の課税方法の見直し(申告分離課税)

エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例(1/2課税)の廃止

債務免除益に対する課税の特例

人材投資(教育訓練)促進税制の創設

非居住者・外国法人の投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化

住宅ローン減税等の対象への一定の耐震基準等に適合する中古住宅の追加

退職年金等積立金に係る特別法人税の課税凍結の延長

大幅な株式分割及びくくり直しに伴う印紙税の特例の延長

約束手形 CP の印紙税に係る軽減措置の廃止

# [見送られた項目]

金融所得課税の一体化の推進

環境税の導入

酒税の抜本的見直し

自動車税の制限税率の引上げ(標準税率の1.2倍 1.5倍)

大綱は、2005 年度税制改正の基礎となるものである。内容の確定までには、国会での法改正の手続きを経る必要がある。例年通り手続きが進めば、今後の流れは下表のようになる。

図表 1 今後の税制改正のスケジュール

2004年	12月15日	与党「平成 17 年度税制改正大綱」		
	12 月中	財務省「平成 17 年度税制改正の大綱」		
2005年	1月中旬	「平成 17 年度税制改正の要綱」を閣議決定		
	1月末	通常国会に税制改正法案を提出		
	3月末	税制改正法成立		

本稿では、主に法人を対象とする改正項目について解説する。

#### 法人税

## 1.人材投資(教育訓練)促進税制の創設

# | ポイント -

企業が従業員の教育訓練費として支出した金額に基づき税額控除を認める「人材投資(教育訓練)促進税制」を創設する。

人材投資促進税制では、一般の法人に対しては教育訓練費の増加額の 25%が、中小企業者等に対しては教育訓練費の総額の最高 20%が税額控除される。

大綱では、新たに「人材投資(教育訓練)促進税制」を創設することとしている。人材投資促進税制は、企業が従業員の能力開発などに支出した研修費や教材費を対象に税額控除を認めるもので、一般法人に対する措置と中小企業者等に対する措置の2つから構成されている。

# <u>一般法人に対する人材投資促進税制</u>

人材投資促進税制では、次のからの金額を控除した残額(教育訓練費の増加額)について、税額控除が認められる。税額控除額は、( - )の金額に対して25%相当額(法人税額の10%相当額が上限)とされている。

直前2年以内に開始した各事業年度に損金算入した教育訓練費の平均額 法人が当期に損金算入した教育訓練費の額

# 中小企業者等に対する人材投資促進税制

中小企業者等に対する人材投資促進税制は、一般法人に対する措置と異なり、当期に損金算入した 教育訓練費の総額に対し、税額控除を認めるものとなっている。教育訓練費増加率が 40%以上か 40%未満かにより、控除率が異なる。教育訓練費増加率は、次の算式により計算する。

> 当期に損金算入した 直前2年以内に開始した各事業年度におい 教育訓練費の額 て損金算入した教育訓練費の平均額

教育訓練費増加率 =

直前 2 年以内に開始した各事業年度におい て損金算入した教育訓練費の平均額

中小企業者等に対する税額控除額は、教育訓練費増加率に応じて、図表2のように設定されている。

図表 2 中小企業者等に対する税額控除額

教育訓練費増加率	税額控除額		
40%以上	当期に損金算入する教育訓練費 × 20%		
40%未満	当期に損金算入する教育訓練費 × 教育訓練費増加率 × 0.5%		

人材投資促進税制は、2005年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、3年間の時限措置と されている。



## 2. 債務免除益に係る課税の特例

## ポイント

民事再生法の再生計画認可の決定等、再建計画の合意があった場合に、債務者法人に対する税 負担を軽減する。

企業の再建等に伴い債務免除を受けた場合の債務免除益は、法人税の課税対象となる。通常、債務免除を受ける企業は経常的に赤字となっており、繰越欠損金が累積していることが多いものと推測される。欠損金の繰越は5年間1とされているため、繰越欠損金がある場合には、債務免除を受けた事業年度の前5事業年度分の繰越欠損金を債務免除益から控除することができる。

また、次の事由により債務免除が行われた場合には、過去5事業年度分の繰越欠損金に限らず、既に期限切れとなっている債務免除を受ける事業年度の前に発生した繰越欠損金も、債務免除益との通算が認められる。

- ・商法の規定による整理開始の命令
- ・破産法の規定による破産宣告
- ・民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- ・上記に準ずる事実

大綱では、民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画(適正な資産評価に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額が定められていること等、一定の要件を充たすもの)の合意があった場合には、債務免除を受ける法人に対して、保有資産の評価損益の計上を認めることとしている。これにより、債務免除益との通算が可能となり、債務者法人の税負担が軽減される。

## 3. 民法組合、匿名組合等から分配される損失の取扱い

大綱では、民法組合や匿名組合等から、法人組合員(組合に係る重要な業務の執行の決定に関与し、 契約を締結するための交渉等自らその執行を行う法人組合員等を除く)に分配される組合損失につ いて、損金算入を制限する次のような措置を採ることとしている。

組合債務の責任の限度が実質的に組合資産の価額とされている場合等には、その法人組合員に帰属すべき組合損失のうち当該法人組合員の出資の価額として計算される金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。

組合事業に係る収益を保証する契約が締結されていること等により実質的に組合事業が欠損にならないことが明らかな場合には、その法人組合員に帰属すべき組合損失の全額を損金の額に算入しない。

この改正は、2005年4月1日以後に締結される組合契約から適用される。



<sup>12001</sup> 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に発生した欠損金については、7 年間の繰越しが可能。

## 4. 非居住者及び外国法人の国債取引に関する特例

大量発行される国債の安定消化の観点から、非居住者及び外国法人が行う国債取引に関して、次の 措置を講じることとされている。

- ・指定金融機関等に限定されている物価連動国債の譲渡対象者に、外国法人及び適格外国証券投資信託の受託者である外国法人等を追加
- ・非居住者及び外国法人が、振替国債及び割引短期国債等について振替記載等を受ける場合 の手続の簡素化
- ・ストリップス債に係る特例の適用手続を割引国債等に係る特例の適用手続へ一本化
- ・割引国債等に係る特例の適用者が、振替国債の利子に係る特例の適用を受ける場合の手続 きの軽減
- ・割引短期国債等及びストリップス債に係る特例の適用対象者に、適格外国証券投資信託の 受託者である外国法人等を追加

## 法人事業税

## ┤ ポイント ├

複数の都道府県で事業を行っている非製造業について、法人事業税の課税標準の分割基準を見 直す。

法人事業税に関しては、複数の都道府県で事業を行っている法人に対し、課税標準を都道府県間で 分割することとしている。

分割基準は業種ごとに異なっており、大綱では、非製造業(鉄道業、倉庫業、電気供給業、ガス供給業を除く)について、課税標準の半分を事務所数、残りの半分を従業員数によって分割する方式に変更することとしている。つまり、図表3の「その他の事業 非製造業」の分割基準が、「銀行業、証券業、保険業」と同様の基準となるわけである。

図表3 法人事業税に係る課税標準の分割基準

<u> </u>				
業種		分割基準		
電気供給業		発電所用の固定資産の価額に基づく一定の算式により分割		
ガス供給業、倉庫業		事務所又は事業所の固定資産の価額により分割		
鉄道事業、軌道事業		事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キ		
		ロメートル数により分割		
銀行業、証券業、保険業		1/2を事務所又は事業所の数、他の1/2を事務所又は		
		事業所の従業者の数により分割		
その他の事業	製造業	事務所又は事業所の従業者の数		
	非製造業	(改正前)事務所又は事業所の従業者の数		
		(改正案) 1 / 2 を事務所又は事業所の数、他の 1 / 2 を事		
		務所又は事業所の従業者の数により分割		



#### 国際課税関連

1.非居住者・外国法人に係る事業譲渡類似株式の譲渡益課税

## ┤ポイント ├

「非居住者・外国法人が民法の組合契約を通じて内国法人等の株式等を所有する場合における 当該組合等の他の組合員」を内国法人の特殊関係株主等に加え、その組合員が得た株式等の譲 渡益を課税対象とする。

国内に恒久的施設を有しない非居住者(居住者でない個人)・外国法人が株式等を譲渡した場合は、 原則非課税だが、以下の場合は、課税の対象になる。

同一銘柄の内国法人の株券等の買い集めをし、その所有者である地位を利用して、その株 券等を発行法人もしくはその特殊関係者等に売却したことによる所得

内国法人の特殊関係株主等である非居住者・外国法人が行うその内国法人の株券等の譲渡による所得。具体的には、譲渡した年(事業年度)以前3年(事業年度)内のいずれかの時において、内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式等の25%以上を所有しており、その年(事業年度)において、5%以上に相当する株式等を譲渡した場合課税される。

の特殊関係株主等とは、株主等及びその株主等と同族関係その他これに準ずる関係にある者をいう。大綱では、この特殊関係株主等に、非居住者・外国法人が民法の組合契約(外国でこれらに類似するものを含む)を通じて内国法人等の株式等を所有する場合における当該組合等の他の組合員を加えることとしている。

さらに、大綱では、課税対象となる株式等の譲渡に、減資による払戻しを受ける場合等(一定の要件を満たす場合に限る)における株式等の譲渡等を加えることとしている。

上記の改正は、非居住者は 2006 年分以後の所得税、外国法人は 2005 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

2 . 非居住者・外国法人に係る不動産会社株式等の譲渡益課税

## ポイント

非居住者及び外国法人が、国内にある不動産を主たる資産とする法人の発行株式等を譲渡したことによる所得を、国内源泉所得に加える。

非居住者・外国法人が国内の不動産(土地等、建物その他一定の資産)を譲渡した場合の譲渡益は国内源泉所得として課税対象となる(土地等を譲渡した場合には譲渡対価に 10%の源泉徴収が適用される)。

しかし、支店等の恒久的施設を有しない非居住者・外国法人が、不動産を主要な資産とする株式等 を譲渡した場合は、1.の事業譲渡類似の譲渡に該当しない限り、わが国での課税の対象とはなら ない。

そこで、大綱では、非居住者・外国法人が以下の譲渡により得る所得については、申告納税の対象となる国内源泉所得に加えることとしている。

国内にある不動産を主たる資産(総資産の50%以上)とする法人の発行する株式等(一定



## の株式等を除く)

国内にある不動産を主たる信託財産(信託財産価額の総額の50%以上)とする特定信託の 受益権(一定の受益権を除く)

上記の改正は、非居住者は 2006 年分以後の所得税、外国法人は 2005 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

3.投資ファンドを通じた投資による利益に対する課税強化

# ポイント

民法組合等の外国組合員が受ける利益に対し、源泉徴収を行う。

民法上の組合の場合、その所得は組合をパス・スルーして出資者に帰属することになる。非居住者や外国法人が出資する組合が国内で獲得した国内源泉所得は、出資者である非居住者・外国法人の国内源泉所得となる。この国内源泉所得の中には、国内にある資産の運用・保有により生じる所得や資産の譲渡による所得など、支払いの際に源泉徴収は無いが、確定申告が必要な所得がある。非居住者・外国法人(特に国内に支店等の恒久的施設を有さず、申告納税を行う拠点が無い場合)が組合を通じてこのような所得を獲得した場合、これらの非居住者・外国法人が申告を行わず、課税漏れが生じているとの指摘がなされていた。

わが国で源泉徴収される国内源泉所得であれば、非居住者・外国法人が申告しなくても、組合に支払う段階で源泉徴収して税金を課すことができる。しかし、源泉徴収がない場合は、わが国で税金を課すことが困難になる(特に国内に支店等の恒久的施設を有しない非居住者・外国法人の場合)。

そこで、大綱では、民法組合等(民法上の組合及び外国におけるこれに類するものを含む²)の外国組合員が受けるべき利益(当該民法組合等が国内で行う事業等から生じるものに限る)の分配については、次の措置を講じることとしている。

民法組合等の外国組合員が受けるべき利益の分配については、当該民法組合等の各計算期間の末日の翌日から2月を経過する日(同日前に分配が行われた場合はその日)に、20%の税率で源泉徴収を行う(ただし、国内に組合事業以外の事業を行っている恒久的施設を有する外国組合員については、一定の要件の下、源泉徴収を行わない)。

取引の捕捉のため、外国組合員が の各計算期間に受けるべき利益の分配に係る支払調書制度の整備を行う。

その他所要の措置を講じる。

上記の改正は、組合の2005年4月1日以後開始する計算期間の利益の分配に対して適用される。

#### 4. タックス・ヘイブン対策税制

わが国企業の外国子会社等のうち、その所在地の税負担が著しく低い国・地域にあるものが、その所得をわが国の親会社に配当せず内部留保すれば、わが国の法人税を免れることができる。

タックス・ヘイブン対策税制はこのような租税回避を防止するため、税負担が著しく低い国・地域

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> LPS、LLC などが含まれるものと思われる。これらは非居住者・外国法人として取り扱われている。



にある外国子会社等の留保所得を、国内の親会社の持分に応じて、その親会社の所得に合算し、わが国で課税する制度である。

加算の対象となるのは、内国法人又は居住者により直接・間接に発行済株式等の 50%超を保有されている外国子会社等で、税負担が著しく低い国にある外国子会社等(特定外国子会社等)の留保所得である。税負担が著しく低い国にある外国子会社等とは、法人所得に対する課税のない国に本店等を有する外国子会社等、法人の所得に対する税負担が 25%以下となる外国子会社等をいう。この特定外国子会社等の発行済株式等の 5%以上を直接・間接に保有する居住者・内国法人が、特定外国子会社等の留保所得の持分相当額を所得に加算して課税される。

ただし、特定外国子会社等は以下の四つの基準全てをみなした場合、適用除外となる。

業種基準:主たる業務が株式・債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利等もしくは著作権の提供、船舶・航空機の貸付業以外の事業である

実体基準:その本店所在地国に主たる事業を行うのに必要な事務所・店舗・工場等を有している。

管理支配基準:その本店所在地国で事業の管理、支配及び運営を自ら行っている。

非関連者基準:卸売、銀行、信託、保険、証券、水運、航空事業を主たる事業とするものは、そ

の取引を関連者以外の者と行っていること) 又は

所在地国基準:その他の業種については。事業を主として本店所在地国で行っていること

大綱では、このタックス・ヘイブン対策税制について、次の措置を講じることとしている。

特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合における適用対象留保金額について、当該特定外国子会社等の未処分所得の金額から人件費(一定のものに限る。)の 100 分の 10 に相当する金額を控除する措置を講ずる。

内国法人等が特定外国子会社等から配当等を受けた場合における損金算入限度額の対象となる当該特定外国子会社等の課税済留保金額の対象期間を10年(現行5年)に延長する。この改正は、内国法人等の2000年4月1日以後に終了した事業年度において生じた課税済留保金額について適用する。

特定外国子会社等の未処分所得金額から控除する欠損金の繰越期間を7年(現行5年)に延長する。この改正は、特定外国子会社等の2005年4月1日以後に終了する事業年度において生ずる欠損金額について適用する。

内国法人等に係る外国で設定された一定の信託 (特定信託に類するもの)を合算課税の対象とする。なお、当該信託については、適用除外基準は設けない。

外国子会社等及び合算課税の適用を受ける内国法人等の判定において、内国法人の非居住者である役員等の有する株式等を加える。

特定外国子会社等が利益の配当又は剰余金の分配の額が異なる株式等を発行している場合には、その利益の配当又は剰余金の分配を受ける金額に応じて課税対象留保金額の計算を行う。



#### 5.移転価格税制

企業が海外の関連企業と取引を行う際に、その取引価格を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。例えば、わが国の企業が海外関連企業に販売等をする場合に、取引価格を通常の価格より低く設定すれば、わが国で課税される所得はそれだけ少なくなる。逆に海外の関連企業にとっては、わが国の企業から仕入れる価格が低くなり、外部に販売等を行った際の所得がその分多くなる。

移転価格税制とは、このような行為による所得の海外への移転を防止するために設けられている。 国内企業が海外の関連企業との取引において取引価格し、所得を海外に移転した場合に、その価格 を通常の取引価格(独立企業間価格)に引き直して課税することとしている。

現行税制では、移転価格税制の対象となる海外の関連企業 (国外関連者)の範囲は、外国法人のうち国内法人と次の関係にあるものとしている。

- 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%以上を直接・間接に保有する関係(親子関係)
- 二つの法人が同一の者によってその発行済株式等の 50%以上を直接・間接に保有される関係(兄弟関係)
- 一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係

大綱では、国外関連者の範囲に、さらに、次の者を加えることとしている。

内国法人等と外国法人との間に、実質支配関係(事業の方針を実質的に決定できる関係)と 持株関係(発行済株式等の50%以上を保有)との連鎖による又は実質支配関係のみによる 間接の支配関係がある場合の外国法人

内国法人等と外国法人とが同一の者との間で、実質支配関係と持株関係による又は実質支配関係のみによる直接又は間接の支配関係がある場合の外国法人

#### NPO 税制

特定非営利活動法人(NPO)に対しては、運営組織及び事業活動が適性であり、公益の増進に資することについて一定の要件を充たす NPO を、国税庁長官が「認定 NPO 法人」とし、税制上の優遇を与える制度が設けられている。

認定 NPO 法人に対しては、認定 NPO 法人に寄附金を支出した個人(相続人等を含む)・法人に対する特例や、みなし寄附金制度の適用などが認められる。ただし、認定 NPO 法人となるためには、パブリック・サポート・テスト(収入金額に占める寄附金の割合に関する要件)や事業活動に関する要件など、9 つの要件を充たす必要がある<sup>3</sup>。

大綱では、認定 NPO 法人に係る要件の緩和を図るとともに、個人の認定 NPO に対する寄附金に係る 寄附金控除の限度額を、総所得金額等の 30%(現行 25%)に引き上げることとしている。

なお、認定 NPO 法人の認定要件や寄附金税制に関しては、公益法人等を含めた民間非営利活動に対する税制として、抜本的な検討を行うことと「検討課題」に記載されている<sup>4</sup>。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 公益法人制度については、2004年11月29日、公益法人制度改革に関する有識者会議が報告書をとりまとめた。この中では、新たに「非営利法人制度」を創設、中立的な第三者機関が個別に公益性を有するか否かの判断を行い、



<sup>3</sup> 租税特別措置法施行令第39条の23。

#### その他

#### 1.退職年金等積立金に係る特別法人税

現在、課税が凍結されている退職年金等積立金に係る特別法人税に関しては、特別法人税の課税そものものの廃止を求める要望が出されていた。大綱では、特別法人税の廃止は見送り、現在の課税 凍結措置を3年間延長することとしている。

#### 2. 公開買付による自己株式取得に係るみなし配当課税の特例

企業が行う自己株式の取得(市場での取得等を除く)については、自己株式取得を行う企業の資本等の金額と買付金額との関係によっては、みなし配当課税が行われることがある<sup>5</sup>。

みなし配当が発生した場合、自己株式取得に応じた法人株主は配当課税が行われる。一方、個人株主の場合も、原則としてみなし配当課税が行われるが、上場会社等が公開買付により行う自己株式取得については、個人株主に対してみなし配当課税を行わず、譲渡益として課税を行うこととする特例が設けられている。この特例の適用は、2005年3月31日までに行われる公開買付による自己株式取得とされていた。

大綱では、この特例の適用期限を2年間延長することとしている。

## 3.エンジェル税制の適用期限延長と新規公開特例の廃止

2005年3月31日までに払込みにより取得したベンチャー企業の株式(特定中小会社株式)の譲渡所得等については、所有期間が3年超であり、公開後3年以内に譲渡した場合などには、その譲渡益が1/2に軽減される。

大綱では、この特例の対象となる特定中小会社株式の払込みによる取得時期を、2007年3月31日まで、2年間延長することとしている。

なお、特定中小会社株式の譲渡益に係る 1/2 課税の特例は、新規公開株式に関する 1/2 課税<sup>6</sup>との重複適用が認められており、その場合、課税対象が譲渡所得等の 1/4 となる。この新規公開株式に係る 1/2 課税は、上場株式等の譲渡所得等に対する軽減税率(10%)が適用される 2007 年 12 月 31 日までは適用が凍結されているところであるが、大綱では、凍結中の新規公開株式に係る特例を廃止することとしている。

公益性が認められる非営利法人に税制上の優遇措置が与えることとし、税制に関する具体的な内容は今後検討することとされている。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> みなし配当課税に関しては、制度調査部情報「みなし配当とは? みなし配当の発生パターンと課税方法 」齋藤 純(2004.11.25)を参照。

<sup>6</sup> 公開前の所有期間が3年超である株式を公開日以後1年以内に譲渡した場合に、その譲渡による所得金額に対する 課税を1/2 に軽減する措置。

## 4.CPの印紙税に係る軽減措置の廃止

約束手形方式の CP に関しては、次の条件を充たす場合には、作成に係る税額が、1 通につき 5,000円となる特例措置が設けられている。

- ・手形金額が1億円以上
- ・満期までの期間が1年未満

この特例の適用期間は 2005 年 3 月 31 日までとされているが、大綱では、特例の適用期限は延長しないこととしている。CP に関しては、ペーパーレス化された電子 CP が導入されており、電子 CP の場合、印紙税が課税されない。電子 CP 制度がある程度軌道に乗ったことから、約束手形 CP の印紙税の特例が廃止されることとなったものと思われる。

## 5. 大幅な株式分割又は単元のくくり直しに伴う新株券に係る印紙税の特例

上場会社等が、大幅な株式分割又は単元のくくり直しを行う場合には、株式分割又は単元のくくり直しに伴う新株券の発行に係る印紙税は非課税とされている。ここでいう「大幅な株式分割又はくくり直し」とは、次の株式分割又はくくり直しをいう。

- ・1 株を 1.5 株以上にする株式分割
- ・1 単元の株式数を 1/2 以下にするくくり直し

この特例は、2005年3月31日までに作成する株券が対象とされており、大綱では、この特例を2年間延長することとしている。

## 検討項目(大綱から抜粋)

# (1)公益法人制度に係る税制

「公益法人制度については、現在、政府において、平成 18 年の通常国会において法制上の措置等を講ずることを目指し、その抜本的な見直しの検討を進めており、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について検討する。」

#### (2)金融機関の不良債権処理に係る税制

「金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、今後の金融機関の自己資本の状況 等を見極め、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応の検討等とあわせ、納税者間の公 平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き 検討する。」

# (3)法人事業税のあり方

「現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。」

